

## 東京消防庁職員互助組合

### 第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、収支及び交付金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

### 第2 監査の対象

#### 1 監査対象団体及び局

(1) 監査対象団体 東京消防庁職員互助組合

(2) 監査対象局 東京消防庁

#### 2 団体の概要

##### (1) 団体の概要

東京消防庁職員互助組合（以下「互助組合」という。）は、東京消防庁職員等の福利厚生を目的として、東京都消防庁職員互助組合に関する条例（昭和35年東京都条例第19号、以下「条例」という。）に基づいて昭和35年に設置された団体であり、主に次の事業を行っている。

ア 給付事業

イ 福利事業

ウ 貸付事業（平成22年度からは未償還金の返還に係る事務のみ）

##### (2) 組織（平成24年3月31日現在）

互助組合は、事務所を千代田区大手町一丁目3番5号（東京消防庁内）に置き、役員10名（組合長1名、理事7名、監事2名（非常勤役員10名））、評議員22名及び職員11名（うち都職員11名）で2係をもって構成されている。

また、組合員数は、2万125名となっている。

#### 3 都との関係

都は、互助組合に対し、福利事業を助成するため、毎年度予算の範囲内で交付金（条例第2条）を交付している。交付額は、組合員の給料月額 $0.9/1,000$ である。

平成22年度及び平成23年度における交付実績は、表1のとおりである。

（表1）交付実績

（単位：千円）

	算定方法	平成22年度	平成23年度
事業運営交付金	給料月額の $0.9/1,000$	69,061	68,006

### 第3 監査の範囲及び実地監査期間

#### 1 監査の範囲

平成22年度及び平成23年度の事業について実施した。

#### 2 実地監査期間

(1) 東京消防庁 平成24年10月16日及び23日

(2) 互助組合 平成24年10月22日

### 第4 監査の結果

#### 1 交付対象事業の執行について

互助組合が行っている交付対象事業について、伝票及び証ひょう等により、収支及び交付金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、収支及び交付金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

### 第5 交付対象事業の概要

(表2) 交付対象事業実績

(単位：千円)

区 分	事 業 内 容	執 行 額	
		平成22年度	平成23年度
福利支援事業	福利厚生代行業者が行う福利厚生サービスの提供	41,603	47,880
長期勤続休暇支援事業	長期勤続休暇対象組合員への旅行引換券の支給	40,342	37,080
体育文化会助成事業	体育部会、文化部会の活動・事業等に対する助成	27,094	28,351
所属元気回復行事支援事業	所属が行う元気回復事業参加組合員への助成	8,319	6,752
生活・健康支援事業	人間ドック検診費用に対する助成	5,795	6,478
生活創造系講座事業	組合員や家族に向けた参加型講座の開催	1,354	1,628